

## 平成31年度（2019年度）事業計画

我が国は、今後ますます少子高齢社会の進展が見込まれ、その課題克服のため、あらゆる場面で誰もが活躍できる「一億総活躍社会」の実現が求められています。

特に、高齢者には益々元気で活躍する事が求められ、自らの生き甲斐の充実のみならず、高齢者の豊かな知識・経験を活かし積極的な社会参加を図り、活力ある地域づくりを目的とするシルバー人材センター事業は、地域の担い手さらには地域のセーフティーネットとして、欠かせない存在となっています。

しかし、政府では70歳までの継続雇用が検討されており、今後、新入会員の減少や会員の高齢化が進むことが懸念されます。また、本年度は消費税率改正による社会経済への影響が心配されるなど、シルバー事業を取り巻く社会情勢は依然として厳しい状況が予想されます。

そこで、「第3期中期5ヵ年計画」の事業目標実現に向け、会員・役員・職員が一丸となり、健全で安定した事業運営に努める必要があります。

また、シルバー事業は「請負・委任」を基本としてきましたが、「適正就業ガイドライン」を基準に、臨・短・軽による就業の推進と共に、請負・委任になじまない業務の「派遣就業」への切り替えなど、適正就業の推進が努められています。

本年度も、6月を「就業拡大強化月間」と位置付け、理事、地区役員、会員が一体となり、就業拡大と会員増強という2つの課題に向け取り組みます。

特に、本年度は当センター設立30周年の節目の年となります。実行委員会を組織し、記念式典や記念誌の発行など記念事業を実施する事により、新たな第1歩を踏み出す契機とします。

明るく楽しく魅力あふれるシルバー人材センターをめざし、シルバー事業の基本理念・原則を堅持し「自主・自立、共働・共助」のスローガンのもと、会員・役員・職員が連携し、地域のニーズに応え、地域に喜ばれ、会員の生きがいや健康づくりにも寄与する事業展開を図ってまいります。

### 1 基本方針

- (1) 「安全は全てに優先する」を基本に「事故ゼロ」を目指します。
- (2) シルバー事業の基本に基づいて、適正就業を進めます。
- (3) 就業開拓・就業拡大の取り組みを進めます。
- (4) 中期計画の着実な実行と推進を図ります。
- (5) 会員の拡大と資質の向上及び組織の活性化を図ります。
- (6) 広報・普及啓発活動を推進します。
- (7) 職群作業班の育成・強化を図ります。
- (8) 指定管理事業を推進します。

## 1 「安全は全てに優先する」を基本に「事故ゼロ」を目指します

会員の就労中、就業途上、日常生活における危険要因（問題点）を発見・把握し、対応策を考え、根底からあらゆる事故ゼロを目指します。

- (1) 作業前後のミーティングと柔軟体操を励行します。
- (2) 安全基準を遵守し、安全保護用具の着用と安全保護器具の設置、機械器具の安全点検の徹底を図ります。
- (3) 全国安全就業強化月間（7月）に併せて、意識高揚のために安全パトロール等を実施します。
- (4) 新入会員等を対象に就労安全講習を実施すると共に、全会員対象に安全就労・交通安全の徹底と健康管理の推進を行います。
  - ① 地区毎に、脚立や刈払機等の使用講習会の実施や健康講話・交通安全講習の実施により、安全意識の向上を図ります。
  - ② 健康診断受診の推進
  - ③ 自己体調管理の推進・徹底（体調不良時は就労しない。）
  - ④ 交通事故防止の推進
- (5) 安全だよりの発行、安全標語の募集により安全啓発に努めます。
- (6) 事故発生状況や原因、ヒヤリハット事例を収集・分析し、事故防止に努めます。
- (7) 事故防止のため、作業中の標示旗・立て看板・カラーコーン・セーフティーバー・飛散防止ネットの設置を徹底します。
- (8) 事故発生時「事故顛末書」の提示を求め、会員の安全意識向上を図ります。

## 2 シルバー事業の基本に基づいて、適正就業を進めます

シルバーは、これまで請負・委任契約により仕事を受注し、会員に配分してきました。しかし、請負・委任契約に馴染まない業務については、厚生労働省から示された「適正就業ガイドライン」をもとに業務の洗い出しを行うなど、労働者派遣事業への切り替えについて取り組みます。

また、会員の働き方は、高齢法に基づき、「臨時的・短期的な業務」「その他軽易な業務」と決められていますので、法令に基づいて適正就業を進めます。

- (1) 法令遵守を基本として、個別の案件について調整を進めます。
- (2) 入会説明会、地区懇談会で、適正就業への理解を深めます。
- (3) 公平な就業を確保するため、ワークシェアリングを進めます。
- (4) 会員・発注者の理解をいただきながら、長期就業を是正します。
- (5) 請負からの切り替え及び新規開拓により、派遣就業推進に取り組みます。
- (6) 総額受注方式に基づく請負・委任契約による就業を検討します。

## 3 就業開拓・就業拡大の取り組みを進めます

(1) 就業機会の開拓の取り組み

- ① 6月の「就業拡大強化月間」を形式的なものにせず、さらに充実させ、理事・地区役員・会員が一体となり取り組みます。

- ② 地域のセーフティネットとして、あらゆる要望に応えられる体制整備の検討を進めます。
- ③ 派遣事業や職業紹介事業により、高齢者の雇用機会の拡大に努めます。
- ④ 「高齢者活用・現役世代雇用サポート事業」に取り組み、人手不足分野における地域ニーズの発掘に努めます。

#### (2) 独自事業の研究

独自事業について、効果と実現性をテーマとして研究を進めます。

#### (3) 企画提案型事業の推進

就業機会の拡大を図るため、従来の待ち受け方(受注型)から提案型就業への検討を行います。

#### (4) 市町村との連携

市町村等と連携し、「新しい公共」の受け皿として、地域や行政の抱える課題への対応について検討し、「空き家対策事業」や「介護保険新総合事業」など新たな就業機会を創造する事業の可能性及び連携について研究を進めます。

#### (5) 研修会等の開催と仕事の確保

技術講習会等の実施により、仕事への興味を持ってもらい技術の習得を進めることにより、会員の育成・確保と仕事の拡大を進めます。

### 4 中期計画の着実な実行と推進を図ります

景気回復に大きな実感がない中、消費税率改正による影響が懸念されると共に、企業の定年延長や再雇用制度の推進に伴い、新入会員の減少や会員の高齢化が心配されるなど、シルバー事業を取り巻く環境は依然として厳しい状況が予想されます。

こうした様々な変化を的確にとらえ持続可能で安定した運営を進めるため、「第3期中期5ヵ年計画」の実施状況の検証を行うと共に、事業目標を達成するため、会員及び役・職員が連携し長期的な展望に立って、健全で安定した事業運営に向けた具体的施策の推進に努めます。

### 5 会員の増強と資質向上及び組織の活性化を図ります

会員の増強と就業開拓は「車の両輪」の関係にあります。高齢者世帯の増加により、農地等の維持保全や生活支援などの受注は増加していますが、会員不足で受注に応えられない状況が発生しています。

また、総会やボランティア活動などの各種行事への出席率が低く、義務を果たさない会員が増加しています。シルバー事業の原点に立ち返り、基本理念への理解を深める必要があります。

そこで、次の事業を実施し、会員の参加による組織の強化を進めます。

#### (1) 会員増強の取り組み

- ① 入会説明会の内容を充実させ、毎月第3木曜日に実施します。
- ② 会員・一般住民を対象とした技術講習会を開催することにより、仕事への興味と技術習得を推進し会員の増強を図ります。

- ③ 会員拡大には、会員等による友人・知人への口コミ勧誘が一番効果的です。引き続き「会員ひとり一仕事・一会員開拓運動」を推進します。
  - ④ まだまだ入会率の低い女性会員の確保のため、就業開拓と会員増加に向けた方策を検討します。
- (2) 地区毎に「地区懇談会」を開催し、シルバーに対する会員の理解を深めます。
- ① シルバーの仕組みや会員の役割の研修を行います。
    - ・地区懇談会実施時期 2月下旬～3月上旬
- (3) 明るく楽しく魅力あふれるシルバー人材センターを目指します。
- ① 理事、地区委員・班長、互助会幹事、職員が連携し、会員同士の交流を深め、地区組織から活性化を図り、魅力あるセンターづくりを進めます。
  - ② 定時総会や地区懇談会への出席人数に応じた別枠の地区交付金を、引き続き交付することにより、地区組織の活性化を図ります。
- (4) 地区委員・班長、役職員の、資質向上のための研修会を実施します。
- (5) 設立30周年記念事業について、実行委員会を組織し実施します。

## 6 広報・普及啓発活動の推進

会員とセンターを繋ぐパイプ役として、分かりやすい広報紙の編集に努めます。また、会員の声を汲み上げて組織の強化を図ります。加えて、地域住民や発注者にも広く情報を発信します。

- (1) シルバーだよりの内容を充実し、定期的（年2回）に発行します。
- (2) 行政等の広報紙の活用やマスコミに情報提供し、センターのPRを行います。
- (3) 市町村や地域のイベントに参加し、チラシ等PR物品の配布を行います。
- (4) ホームページの内容の充実を図り、より分かりやすい情報発信に努めます。
- (5) シルバーカレンダーの作成・配布を行います。

## 7 職群作業班の育成を進めます

- (1) 会員による自立運営や仲間づくりのため、職群作業班の育成を進めます。
- (2) 作業班の業務の円滑な推進と安全就業に向けた会員指導のため、作業班長等リーダーの育成を進めます。
- (3) 作業班活動を通じ作業基準の共有と意思統一を図り、事故防止に繋がります。

## 8 指定管理事業

駒ヶ根市の体育・福祉・文化施設等23施設の指定管理事業と宮田村の公園・体育・文化施設等12施設の指定管理事業を受託します。

事業の趣旨である「住民サービスの向上と経費の節減」を念頭に、市・村との協定に沿って適正に事業を進めます。

また、施設管理の更なる拡大を検討します。